

農業農村整備事業の簡易型総合評価方式入札における地域貢献度 (農業農村の有する多面的機能の維持増進活動) の評価について

- 「農業農村の有する多面的機能の維持増進活動」を地域貢献項目としていますが、活動についてはあらかじめ、申告し確認を受けておく必要があります。
- 多面的機能支払制度など事業で実施されている共同活動に参加して行った草刈り、清掃、植栽活動等の多面的機能の維持増進活動や農業水利施設等を管理する土地改良区など施設管理者との管理協定や連携により行われる活動を対象としています。
- 活動の対象年度は、当該年度を除く過去3か年度の活動です。

1 簡易型総合評価落札方式の評価項目については、品質の確保の観点から、企業の施工実績や技術力、地域精通度や地域貢献度等の項目を評価し、その地域での工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価しています。

農政部では、農業農村整備事業の簡易型総合評価落札方式の入札において、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動（以下「多面的機能の維持増進活動」という。）を地域貢献の項目としています。

2 技術評価項目の申請にあたっては、あらかじめ総合振興局（又は振興局）に対し「農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する申告書」（別記第1号様式）を提出し「農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する確認書」（別記第2号様式）により確認を受けておくことが必要です。

3 対象とする活動内容は、工事を施工する総合振興局（又は振興局）管内において、4に掲げる事業等で行われる、次の各号に掲げる活動に企業の役員または職員が複数参加したものとします。

(1) 農地・農業用水等の保全活動

水路の泥上げや草刈り、ため池等の清掃、農道の補修等の活動に参加するなど、農地、農業用水等の資源の適切な保全管理に寄与する活動

(2) 造成施設の保全管理活動

農業農村整備事業で造成された施設において、土地改良区などの施設管理者と連携し大雨や地震等の災害後の見回りや、倒木の緊急処理等を行うなど、造成施設の保全管理に寄与する活動

(3) 農村環境保全向上活動

ア 地域における動植物の調査、水資源の適正な管理等生態系や水質の保全に寄与する活動

イ 地域における植栽活動、不法ごみの撤去、用排水路の清掃など景観形成、生活環

境保全に寄与する活動

(4) 耕作放棄地発生防止活動

耕作放棄地の発生を防止するために実施する活動

4 多面的機能の維持増進活動の対象となる事業は次のとおりです。

(1) 多面的機能支払制度による活動組織に協力して行った活動

(2) 中山間地域等直接支払制度による集落協定に基づき実施される活動

(3) 水利施設管理強化事業による施設維持管理等での活動

(4) 農業水利施設等を管理する土地改良区など施設管理者との管理協定や連携により行われる活動

5 評価の対象とする多面的機能の維持増進活動を実施した年度は、当該入札を実施する年度を除く、過去3か年度の活動を対象とします。

■ 申告書の提出方法 ■

- 令和6年1月から「北海道電子申請サービス」による電子申請が可能となりました。

電子申請については、こちらから

<https://www.harp.lg.jp/SdsShinsei/directCall.harp?target=tetuduki&lgCd=010000&shinseiFmtNo=Fa1300&shinseiEdaban=01>

- 電子申請の際、添付できる写真等のファイル形式は画像（.png .jpg .jpeg）のみとなります（その他の形式（PDFなど）はシステム上添付できません）。
- 紙による申告書の提出も可能です。
- 電子申請や紙による提出に係るお問い合わせは、総合振興局又は振興局の産業振興部調整課、整備課または農村振興課まで